

新宿区教育委員会会議録

平成20年第1回臨時会

平成20年2月6日

新宿区教育委員会

平成20年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年2月6日(水)

開会 午後 5時19分

閉会 午後 5時37分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士		

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 課 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第17号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第18号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第19号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

午後 5時19分開会

開 会

熊谷委員長 それでは、ただいまから平成20年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には木島委員が欠席されておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

白井委員 了解しました。

熊谷委員長 よろしくをお願いいたします。

議案第17号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第6号)

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第17号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

教育長。

金子教育長 「日程第1 議案第17号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」については、平成20年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

熊谷委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第1 議案第17号 平成19年度新宿区一般会計補正予算(第6号)」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 それでは、議案第17号を非公開により審議をいたしたいと思っております。

傍聴人の方は、議場より退席をお願いいたします。

午後 5時24分再開

議案第18号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

熊谷委員長 それでは、次に「日程第2 議案第18号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案第18号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 議案第18号「新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」でございます。

お手元の条例の新旧対照表をごらんください。

この中に、職員定数の現行と改正案が載っております。その中の3と4番でございますけれども、教育委員会の事務部局の職員、図書館を含みます。これが178人から165人になって、13人の減でございます。

4番目が、教育委員会の所管に属する学校の、ここには区立子ども園を含みますが、職員でございます。351人から327人の24人の減でございます。

全体としては、2,890人から2,883人。現在の職員定数としては、新宿区は2,883人ということで、前年度からマイナス7人でございます。

内訳でございますけれども、3番の事務部局職員につきましては、プラス要素でございますけれども、学校運営課の私立幼稚園事務が1名増でございます。それから、教育政策課の地域家庭教育係が4名増でございます。図書館の指定管理者を導入いたしますので、そのための職員として1名増でございます。合計しますと6名増でございます。

マイナス要素でございますけれども、生涯学習振興課が廃止されましたのでマイナス15でございます。それから、生涯学習振興課の廃止によりまして、過員解消がマイナス3、それから図書館のほうで、図書館情報システムの更新終了によりマイナス1、合計しますと、マイナス19でございます。プラスマイナスでマイナス13ということになります。

それから、次に4番の要素でございますけれども、プラス要素はゼロでございます。マイナス要素でございますけれども、学校の調理業務委託化がマイナス15でございます。それから、学校の用務、警備、調理については、定数が決まっておりますけれども、病気とか事故等で過員措置が必要でございます。そのための過員措置が、平成19年度は13名ございましたけれども、平成20年度は10名ということでマイナス3ということでございます。

次に、再任用職場の活用ということで、学校警備をマイナス2としております。また、保留分をマイナス4としております。これは、途中採用等の事由が生じた場合に、定数の調整値、要するに定数にしておかなければ採用できませんので、そういう意味では突発的事由に備えたものでございます。平成19年度が9名をそれをやっていたけれども、平成20年度は5名ということでマイナス4でございます。このマイナス要素を合計しますと全部でマイナス24ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御質疑のある方はどうぞ、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔別にありませんの発言〕

熊谷委員長 特にございませんか。

委員の方々からは、御意見、御質問はございませんけれども、主に生涯学習部門が区長部局へ移ったことに伴う減ということのようでございますので、減は委員の方々も御意見はないと思いますけれども、できるだけそれによって連携が損なわれないように、密に連絡をとりながら教育行政を進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、他に御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

議案第18号「新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第19号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第3 議案第19号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第19号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長 第19号議案でございます。

「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、新宿区の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正によりまして、通常は、これは概要により説明させていただきますが、通常は勤勉手当につきましては、6月と12月に支給されています。ところが、支給に関するさまざまな規程が6カ月単位になってございますので、今回3月に支給するというこのために、前回支給日の12月から3カ月しか経過しておりません。その中で、以下1から8までにつきましては、規程がほぼ半分になるということの説明でございます。

特例の内容でございますけれども、1番でございます。支給期間のことでございますけれども、基準日以前「6カ月間」が基準日以前「3カ月間」に変わると、それは今説明したことの支給期間の説明でございます。

2番でございます。結核の休職期間のある職員の例でございますけれども、一般職員の全額支給は175日以上でございますけれども、結核の休職者というのは有利になってございまして、80日以上あれば全額100%出ます。したがって、今回の支給については、3カ月ですので、それが40日に変わりますということでございます。半分になったということでございます。

次に3番目でございますけれども、短期の病気休暇の場合のことでございます。短期の病気休暇というのは、7日未満病気した場合の病気休暇の場合でございますけれども、通常月の支給の場合については、6カ月の間の3つの月数、例えば1月、3月、5月と病気休暇を取得した場合については、病気休暇の日数の2倍を勤務していないとすると、要するにこの勤勉手当につきましては、勤務した日が問題なわけでございますので、それをどう換算するかということの中では、病気休暇につきましても、半年の間に三月にわたりましてとった場合については、実際にとった日数よりも2倍にして、それを除すると。要するにそれは省きますよということの説明でございます。

今回の場合については、先ほど言いましたように、半分になりますので、3カ月の間の2つの月数ということになります。

次、4番でございますけれども、再任用短時間勤務職員のことでございます。週5日の勤務時間の再任用のところは特に変わりはありませんけれども、週4日、週3日、週2日の短期の再任用職員については、これが変わるということの説明でございます。

通常月の支給の場合については、6カ月の間に病気休暇で休んだ日の合計が3日以上あるときについては、その人の勤務の数に合わせた換算で勤務時間が決まります。要するに、6カ月の間に病気休暇が3日以上ある場合については、その3日というのは4日の勤務の人、3日の勤務の人に合わせながら、それを換算しますよということでございます。

今回は半分になりましたので、3日以上が2日以上になったということでございます。ですから、3カ月の間に2日以上休んだ場合については、再任用の勤務の状態に合わせて換算しますよという話でございます。

次に5番でございます。「介護休暇が30日を超えない場合については、15日を超えない場合は除算しない」。要するに、介護休暇の場合は、30日を超えた場合について勤務時間から

除かれますので、これが半分の15日になったということでございます。

6番、支給日でございます。「6月30日」と「12月10日」の支給日が、「3月15日」と「6月30日」、「12月10日」になると、「3月15日」がふえたということでございます。

7番でございますが、「支給割合の表における普通勤務時間の日数を半分の日数とする」、これは新旧対照表の7ページをちょっとごらんください。

7ページに別表1がございます。これが右側が一般の6カ月の場合の支給数でございます。左側が3月に支給される場合の88日以上が100分の100、以下ずっと書いてございますが、それを半分にするというのが、その表の説明でございます。

次に8番でございます。「減額事由である私事欠勤等の取り扱いを受けた期間の日数及び減額率について、3月支給をすることに合わせた日数及び減額率を定める」ということについては、8ページを参照してください。

8ページの別表2でございます。これも右が6カ月の部分、左が3カ月の部分で今回の特例措置で3カ月の部分に改正するということでございます。施行日は平成20年3月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問があればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

やや、ややこしい説明で、半分になったから全部半分という話ではないですよ。それぞれの基準がちょっとずつ。

教育政策課長 ちゃんと半分のところもあるんですけども、短期の再任用職員などはいろいろありますので、それに合わせながら改正という内容です。

熊谷委員長 勤務形態がいろいろあるので、それを細かく決めなければいけない。

教育政策課長 そういうことです。

熊谷委員長 勤務形態が同じで、常勤と同じような形であれば大体半分ということで。

熊谷委員長 いかがでしょうか。何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

議案第19号「新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

特に報告事項等ございませんか。

教育政策課長 ございません。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 5時37分閉会